

沿岸漁業改善資金の手引き

問合せ先

○地元漁業協同組合

○香川県水産課 漁協強化・担い手グループ（貸付） ☎(087)832-3475

漁業振興・流通グループ（申込） ☎(087)832-3471

香川県水産課 令和7年4月

沿岸漁業改善資金とは…

沿岸漁業者等に対し、経営や生活の改善及び青年漁業者等の養成確保を図るため、国と県で造成した資金を原資として、県が『無利子』で貸し付ける資金です。

1 経営等改善資金

沿岸漁業の経営もしくは操業状態の改善を図るため、近代的な漁業技術や合理的な漁業生産方式の導入を促進するための資金です。

漁ろうの安全を図るための施設や漁具の損壊を防止するための施設の導入に必要な資金も対象となります。

2 生活改善資金

住居の改善や衛生施設の設置等を通じ、家事労働の合理化、生活の合理化を促進するための資金です。

婦人や高齢者のグループが生き甲斐をもって自主的に行う生産活動を促進するための資金も対象となります。

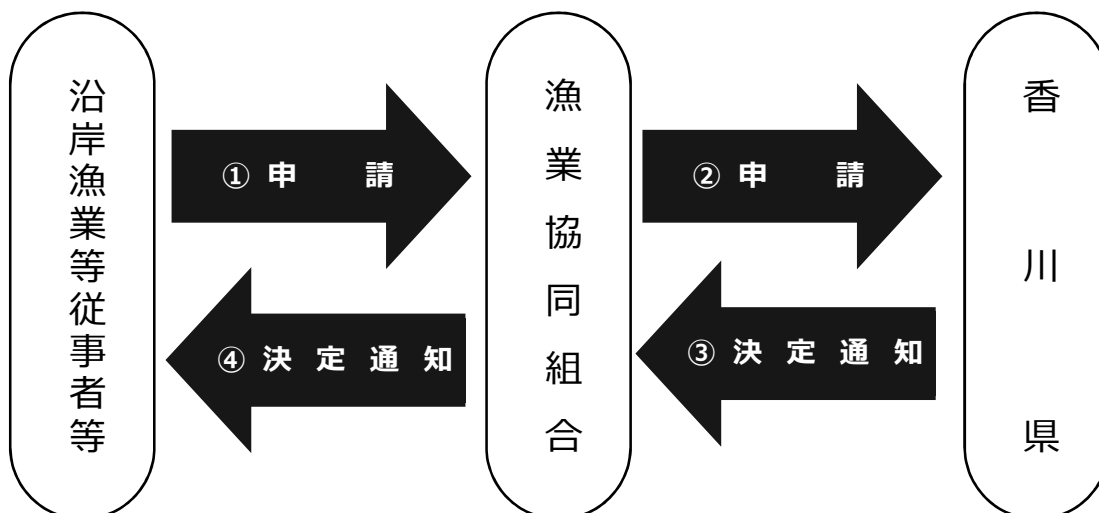
3 青年漁業者等養成確保資金

沿岸漁業の担い手を養成・確保するため、青年漁業者や漁業労働に従事する者が漁業経営の基礎形成を助長するための資金です。

近代的な沿岸漁業の経営方法や技術を習得するための研修に要する経費、経営情報の収集・活用等を行い経営力向上を図るためのパソコン等の購入費、漁業経営を新たに開始する際の漁船の取得費等の資金が対象となります。

《《《《《《 手続きの流れ 《《《《《《

貸付者は香川県ですが、申請に必要な書類など手続きについては漁協にご相談ください。



Q 1 誰でも借りることができますか？

対象者は、沿岸漁業を営む個人、漁業協同組合など沿岸漁業に従事する方です。
これから沿岸漁業を始める方も対象となります。

※この制度において、「沿岸漁業」とは、次の漁業をいいます。

- 20トン未満の漁船を使用して行う水産動植物の採捕の事業
- 漁船を使用しないで行う水産動植物の採捕の事業
- 漁具を定置して行う水産動植物の採捕の事業（上記に該当するものを除く）
- 水産動植物の養殖の事業

Q 2 どんな場合に借りることができますか？

例えば、次のような場合に借りることができます。

- 沿岸漁業の経営改善を目的として、新しい漁具や漁ろう機器などを購入する場合
- 養殖業では、新しい養殖技術の導入等に必要な養殖施設の設置や種苗、餌料等を購入する場合
- 生活改善のために、住居の改善やし尿浄化装置などを購入する場合
- 青年漁業者が漁業の開始に必要な漁船、漁具などを購入する場合

漁業者に対する貸付けは、貸付内容ごとに、原則 1 回限りですが、省エネ機器を導入する場合や大気汚染物質（窒素酸化物（NOx）等）の放出の低減を図る機器（推進機関、補機関）を導入する場合には、貸付回数に制限はありません。

Q 3 いくら借りることができますか？

- 利用限度額： 一漁業者あたり 5,000 万円です。貸付内容により限度額が異なります。
- 貸付利率： すべて無利子です。
- 融資率： 事業費の 90%以内

Q 4 担保や連帯保証人は必要ですか？

資金を借りる際には、担保又は連帯保証人が必要です。

＜連帯保証人の一般的な基準＞

貸付金額が 20 万円未満の場合	1 人以上
貸付金額が 20 万円以上 400 万円以下の場合	2 人以上
貸付金額が 400 万円を超える場合	3 人以上

Q 5 どこで借りることができますか？

貸付者は香川県ですが、所属している漁協へご相談下さい。

Q 6 どのような手続きが必要ですか？

手続きの詳細については、所属している漁協へご相談下さい。

◆申請書の提出期日及び決定通知予定日（令和７年度）

	利用希望締切日	認定申請書等の提出期日	決定通知予定日
第１回	令和７年 ４月10日(木)	令和７年 ５月20日(火)	令和７年 ６月10日(火)
第２回	令和７年 ６月10日(火)	令和７年 ７月18日(金)	令和７年 ８月８日(金)
第３回	令和７年 ８月８日(金)	令和７年 ９月19日(金)	令和７年 10月10日(金)
第４回	令和７年 10月10日(金)	令和７年 11月20日(木)	令和７年 12月10日(水)
第５回	令和７年 12月10日(水)	令和８年 １月20日(火)	令和８年 ２月10日(火)

※「認定申請書等」とは、貸付資格認定申請書と貸付申請書のことを言います。詳しくは漁協にご相談ください。

◆貸付金の償還日

１月５日または７月５日のうち、希望する日

※約定償還日が土・日・祝日等に該当する場合は、それらの日の明ける第１日目の通常営業日を償還日とします。（事務取扱要領第８ １．（１）ア・イ）

◆貸付事務等の委託

香川県は、西日本信用漁業協同組合連合会（信漁連）に貸付・償還事務を委託しています。

1 経営等改善資金

貸付対象者

沿岸漁業（漁船使用にあつては、20トン未満）を営む個人、漁業生産組合、漁協、協業体、会社（常時使用する従業者の数が20人以下であるものに限る。）

資金の種類		貸付の内容		貸付限度額	償還期間 (据置期間)
1	操船作業省力 化機器等設置 資金	1	自動操だ装置	1台 100万円	7年以内 (1年以内)
		2	遠隔操縦装置	1台 50万円	
		3	サイドスラスター	1台 400万円	
		4	レーダー	1台 180万円	
		5	自動航跡記録装置	1台 120万円	
		6	G P S 受信機	1台 130万円	
		合計で 500万円			
2	漁ろう作業省 力化機器等設 置資金	1	動力式釣機	1件 500万円	7年以内 (1年以内)
		2	ラインホーラー等の揚縄機	1台 120万円	
		3	ネットホーラー等の揚網機	1台 120万円	
		4	巻取りウインチ	1台 500万円	
		5	放電式集魚灯	1セット 200万円	
		6	漁業用クレーン	1台 400万円	
		7	漁獲物等処理装置	1台 500万円	
		8	海水冷却装置	1台 180万円	
		9	海水殺菌装置	1台 300万円	
		10	漁業用ソナー	1台 500万円	
		11	カラー魚群探知機	1台 150万円	
		12	潮流計	1台 500万円	
		合計で 500万円			
3	補機関等駆動 機器等設置資 金	1	補機関（動力取出装置付き 推進機関を含む。）	1台 400万円	7年以内 (1年以内)
		2	油圧装置	1台 500万円	
		合計で 500万円			
4	燃料油消費節 減機器等設置 資金	1	漁船用環境高度対応機関	1台 2,400万円	7年以内 (1年以内)
		2	定速装置	1台 120万円	
		合計で 2,500万円			
5	新養殖技術導 入資金	1	養殖施設の設置	1件 400万円	4年以内 (2年以内)
		2	種苗の購入費又は生産費		
		3	餌料の購入費		

資金の種類		貸付の内容		貸付限度額	償還期間 (据置期間)
6	資源管理型漁業推進資金	1	資源管理措置を行うのに必要な改良漁具等	1 件 1,200 万円	10年以内 (3年以内)
		2	低利用・未利用資源の開発・利用を行うのに必要な漁具等		
		3	漁獲物の付加価値の向上を行うのに必要な活魚出荷のための施設等		
7	環境対応型養殖業推進資金	1	養殖漁場の環境の悪化防止を目的として投餌の内容・量・方法の改善を行うのに必要な造粒機等	1 件 2,000 万円 (認定漁場改善計画に基づく取組は、1,200 万円)	10年以内 (3年以内)
		2	養殖魚の安全性の確保を目的として漁網防汚剤を使用しないで養殖を行うのに必要な金網いけす等		
		3	1 又は 2 に関連して必要な餌料成分分析機等		
8	乗組員安全機器等設置資金	1	転落防止用手すり	1 件 50 万円	5 年以内 (1 年以内)
		2	安全カバー装置	1 件 50 万円	
		3	揚網機安全装置	1 件 40 万円	
		合計で 150 万円			
9	救命消防設備購入資金	1	救命胴衣	1 件 10 万円	2 年以内
		2	消火器	1 件 10 万円	
		3	イーパブ	1 件 60 万円	5 年以内
		4	レーダートランスポンダ	1 件 65 万円	
		5	小型漁船緊急連絡装置	1 件 130 万円	
		合計で 130 万円			
10	漁船転覆防止機器等設置資金	1	漁獲物の横移動防止装置	1 件 30 万円	5 年以内 (1 年以内)
		2	甲板下の魚倉	1 件 100 万円	
		合計で 150 万円			
11	漁船衝突防止機器等購入等資金	1	レーダー反射器	1 件 40 万円	5 年以内
		2	無線電話	1 件 40 万円	
		合計で 80 万円			
12	漁具損壊防止機器等購入資金	漁具の標識（灯火付きブイ、レーダー反射器付きブイ）		個人 1 人 70 万円 団体・会社 一につき 130 万円	5 年以内
13	特認資金	のり抄(す)き水再利用機器（乾のり）		1 件 450 万円	5 年以内 (1 年以内)
14	特認資金	のり異物選別機（乾のり）		1 件 450 万円	
15	特認資金	高機能型のり異物除去機（のり原藻）		1 件 500 万円	

2 生活改善資金

貸付対象者

沿岸漁業の従事者（うち婦人・高齢者活動資金は沿岸漁業の従事者の組織する団体）

資金の種類		貸付の内容		貸付限度額	償還期間
1	生活合理化設備資金	1	し尿浄化装置・改良便槽	1 件 30 万円	3 年以内
		2	自家用給排水施設（動力ポンプを除く）	1 件 10 万円	2 年以内
		3	太陽熱利用温水装置	1 件 10 万円	2 年以内
2	住居利用方式改善資金	1	居室（居間、寝室、子供室、老人室等）の家屋内部の改造	1 件 150 万円	7 年以内
		2	炊事施設（炊事場、食事室等）の家屋内部の改造	1 件 150 万円	
		3	衛生施設（浴室、便所、洗面所等）の家屋内部の改造	1 件 150 万円	
		4	家事室等（家事室、更衣室、土間等）の家屋内部の改造	1 件 150 万円	
		合計で 150 万円			
3	婦人・高齢者活動資金	婦人又は高齢者のグループが行う生産活動に要する漁船用機器、漁具、養殖施設、加工用機器、種苗、餌料、加工用原材料、資材等		1 件 80 万円	3 年以内

3 青年漁業者等養成確保資金

貸付対象者

1は青年漁業者(概ね18歳以上40歳未満)、沿岸漁業労働従事者(概ね18歳以上50歳未満)等、2及び3は青年漁業者及びその団体

資金種類		貸付内容	貸付限度額	償還期間 (据置期間)
1	研修教育資金	国内研修 (旅費、教材費、授業料、視察費等)	1 人 180 万円 (月額15万円を限度とし、対象研修期間は最大1年)	5 年以内 (1 年以内)
		国外研修 (旅費、教材費、授業料、視察費等)	1 人 100 万円	
		合計で 180 万円		
2	高度経営技術 習得資金	近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の習得に必要な費用	1 人又は1 団体につき 150 万円	5 年以内
3	漁業経営開始 資金	沿岸漁業を開始するのに必要な費用	1 人又は1 団体につき 2,000 万円 (部門経営開始は、800 万円) (漁業共同改善計画認定者は、5,000 万円)	10年以内 (3 年以内)